

平成28年9月8日（総16第19号）
在デンパサール日本国総領事館

1 治安情勢

(1) テロ関連情報

7月18日、インドネシア治安当局は、中部スラウェシ州ポソ山間部において、MIT（東インドネシアのムジャヒディーン）のリーダーであるサントソを銃撃戦の末射殺しました。さらにその後も残存メンバーの拘束を目的に、同地におけるオペレーションを9月中も引き続き実施すると発表しています。

また、以下のとおりインドネシア各地でテロリストの摘発事案が発生しています。

- ・8月5日、バタム島で、シンガポールに対するテロを計画していた容疑でインドネシア人6人が逮捕された。
- ・8月16日、スマトラ島ランブンにおいて、ISIL と関係のある男1名を逮捕し、同人の自宅から爆発物を押収した。
- ・8月17日、中部スラウェシ州ポソ山間部において、国軍・警察合同チームと銃撃戦になったMITメンバーの一人が射殺された。
- ・8月28日、スマトラ島メダンの教会において、爆発物を携帯のうえ司祭を刃物で襲った男が逮捕された。
- ・9月3日、バタム島において、上記シンガポールに対するテロ計画に関連してテロリスト1名が逮捕された。

テロはいつでもどこでも発生する可能性があります。引き続き、最新の治安情勢等の関連情報を入手し、日頃から危機管理意識を高く持つよう努め、特にテロの標的となりやすい場所（ナイトクラブなど多くの欧米人が集まる場所、ショッピングモール等不特定多数が集まる場所、政府・警察関係施設、宗教関連施設等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等、安全確保に十分注意を払ってください。

(2) デモに注意

最近、各地においてブノア湾埋め立てに対する抗議デモが頻繁に開催されています。現在までのところ大きな混乱等は発生していませんが、今後過激化する可能性もあり注意が必要です。デモに関する情報を入手した場合は随時お知らせしますが、治安当局の許可を得ないまま突発的にデモが行われる可能性もあり、その場合は事前にお知らせすることが不可能です。デモについての情報がある場合は、デモの場所には極力近づかないようにするとともに、情報がない場合でもデモ隊らしき集団を見かけたらその場から離れる等、自身の安全確保に努めてください。

2 一般情勢

(1) デング熱

最近の感染者数は減少傾向にあるものの、引き続き注意が必要です。デング熱には予防接種もなく、蚊に刺されないようにすることが唯一の予防策です。外出の際は長袖・長ズボンを着用する、虫除けスプレーを使用する等防蚊対策を徹底するとともに、体調管理により抵抗力を保つ等、予防に努めてください。

(2) ジカ熱

保健相によれば、スマトラ島ジャンビ州での感染が確認されたとのこと。当地での感染は現在までのところ確認されていませんが、ジカ熱を媒介する蚊はデング熱と同じネッタイシマカやヒトスジシマカ等であり、感染拡大が懸念されることから防蚊対策を徹底して下さい。

(3) 麻薬・薬物への注意

バリ州各地において、引き続き、インドネシア人、外国人を問わず麻薬・薬物関連の逮捕事案が続いています。インドネシア当局は薬物違反事件の摘発を推進しており、また、外国人に対しても死刑を含む重い判決を下すなど、薬物犯罪に対し厳しい姿勢で臨んでいます。麻薬・薬物には絶対に関与しないようにしてください。また、薬物が蔓延しているような危険な場所には近寄らないことをお奨めします。

3 邦人事件・事故関係

(1) レジャー中の事故による手術・緊急移送

旅行者が遊泳中に強い波に揉まれて脊髄を損傷し、当地病院で手術の後、本邦へ移送される案件が発生しました。

当地病院での治療・入院には高額のコストが必要となります。仮に保険への加入がなく、現金・クレジットカードの持ち合わせがないと重篤な症状であっても治療を受けられないことがあります。そのような事態に備え十分な補償の得られる海外傷害保険等に加入しておくことを強くお勧めします。

(2) スキミング

当地銀行で開設した口座から、海外において最高限度額まで身に覚えのない引き落としをされている事案が発生しました。スキミング被害に遭ったものと思われます。

当地でATMを利用する際は、警備員が常駐しているなど信用のおける銀行等の店舗内の機械を利用する等、スキミング被害予防に留意して下さい。また、残高をこまめにチェックし、身に覚えのない引き出し等がないかを確認するようにして下さい。

4 その他

在留邦人数調査の実施

毎年10月1日現在で海外に住む日本人の方についての調査を行っております。当館から在留届の記載内容変更の有無を確認するメールを10月にお送りいたしますので、皆様のご回答をお願いいたします。電話番号やメールアドレスを変更された方で在留届の変更がお済みでない場合は、こちらのご案内が届かなくなってしまうので、お早目に在デンパサール総領事館までご連絡ください。

また、在留届は事件・事故が発生した際に援護対象者を確認するための基礎となります。1～2か月の短期間の滞在でも在留届の提出は可能です。まだ在留届を提出されていない方がお近くにいらっしゃいましたら、ぜひ在留届の提出をお勧めください。